

平成20年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	平成21年2月20日(金) 午後2時30分 ~ 3時20分
会 場	長野市市役所第二庁舎10階 会議室18
出席者	委員15人(欠席 新村委員、園原委員) 事務局12人
次 第	<p>司会：西沢介護保険課課長補佐・小山会長</p> <p>1 開 会 西沢介護保険課課長補佐</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1)平成21年度 地域包括支援センターの整備について 藤沢介護保険課長 説明 (別添「資料1・2」参照)</p> <p>(2)介護予防支援の指定居宅介護支援事業所への委託について 西村介護保険課係長 説明 (別添「資料3」参照)</p> <p>(3)その他 平成21年度 介護報酬改定について 西沢介護保険課課長補佐 説明 (別添「資料4」参照)</p> <p>3 閉 会 西沢介護保険課課長補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
宮澤政彦委員	2(1)平成21年度 地域包括支援センターの整備について 募集要領、7 人員体制について、センターに管理者を置きさらに(1)から(3)の職種とあるが、 管理者は(1)から(3)との兼務を認めるとある。極端に言うと管理者1人でいいということか。
藤 沢 課 長	管理者を置く中で3職種が必要である。3職種の中の1人が管理者でもいいということ。例えば(1)の保健師または経験のある看護師の人が管理者でもいい。人数としては管理者を含めて3人は必要。
宮澤政彦委員	今の包括は全て充足しているのか。
藤 沢 課 長	充足している。3人という所もあれば、この他に事務員がいて4人という所もある。文章については誤解を招かないようにしたい。
中 島 委 員	合併地区について、なお書きのところに直営包括のサブセンターとあるが、将来的にこのままいくのか、整備計画の17箇所との関係はどうか。
藤 沢 課 長	合併地区には現在保健師がいて高齢者支援をしている。合併時には中部包括のサブセンターとしてやっていく。今後についてまず3センター設置後は、直営包括の見直しも絡めて新たな委託も含め、改めて再編等検討していきたい。具体的な青写真はまだ出ていない。
柳 原 委 員	今の委託先から、困ったことや苦情、改善して欲しいこと等何か出ているか。委託料も含めてこれでやっていけるのか等。
藤 沢 課 長	現在の包括の数だけでは予防プランセンター化しているという批判がある。総合相談、権利擁護、虐待に関する業務に時間が十分とれていないのが現状。今回増設により予防プラン業務を軽くして、本来の総合相談業務へという狙いがある。その様なことから現在の包括の皆さんからも一日も早く新たな包括を設置して欲しいという要望がある。委託料について高い、低いとは一概に議論は難しい。少しでも高いほうがいいと思う。状況に応じて考えていきたい。現状としては相談にきちんと時間をかけたいというのが一番の要望

<p>小山会長</p>	<p>である。</p> <p>既に活動している在介星のさと、包括コスモスの担当地域のすみ分けを、理解して進められるか不安がある。</p>
<p>藤沢課長</p>	<p>内々に現在の包括、在介に昨年の段階で意向調査をして、その結果を踏まえ具体案を作った。それぞれと協力しながらやっていきたい。一番のネックは人材の確保で、何とか調整していきたい。</p> <p><事務局案 了承></p>
	<p>2(2) 介護予防支援の指定居宅介護支援事業所への委託について</p> <p><事務局案 了承></p>
	<p>2(3) その他</p> <p>3%の報酬アップについて、行政として事業者に主旨に沿ったものになるよう、新聞等で見ると人件費に当てるとか全部当てなくてもいいとかあるが、国の主旨としては人件費、人材確保を目的にしたものだ、行政としてなるべく人件費に当てて欲しいというような依頼文書とかは考えているのか。</p>
<p>藤沢課長</p>	<p>3%報酬アップは国の中でも色々な議論がある。現状で厚労省の見解としては最終判断は事業者としている。アップの目的として、事業者の人件費に回して欲しいとお願いしていくが、結論的にどう判断するかは事業者次第。ただその中で、どの程度人件費に反映したか検証の仕組みを作る必要がある。またそれを示していく必要もあると思っている。</p>
<p>中島委員</p>	<p>行政としては指導というような文書は考えていないということか。</p>
<p>藤沢課長</p>	<p>拘束力はない。出来るとしてもお願いに留まる。今後事業者を交えた、介護報酬の考え方について等説明会をしていく中で伝えていく。</p>
<p>柳原委員</p>	<p>厚労省大臣が介護している人に2万円位上がりますよと言ったことがすごい反響となって、自分の給料が上がると思っている人がいる。現場としたら、アップしても自分に返ってくるものがないとしたら3%のアップもどうなのかと心配。</p>
<p>森本委員</p>	<p>3%のアップは利用者側からすると負担が増えることになる。介護保険利用料は負担限度額が決まっているが、限度額は上がらない。今も限度額いっぱいに使っている人は出てしまうので、どこかでサービスを削ることになる。それを補助するものなどないと問題があやふやになってしまうと思う。</p>
<p>小山会長</p>	<p>また色々な所で現場の声を上げて行って欲しい。</p>